

平 成 27 年

奈良市議会 3 月定例会  
提 出 議 案（別 冊）

奈 良 市

## 目 次

|             |                                                                                                                                                        |    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 奈良市議案第 53 号 | 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について……………                                                                                                            | 1  |
| 〃 第 54 号    | 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について……………                                                                                                     | 4  |
| 〃 第 55 号    | 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正について…………… | 48 |
| 〃 第 56 号    | 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について……………                                                                                                    | 51 |

## 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する  
条例

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 4 年奈良市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「市費支弁の教員」の次に「（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）」を加え、「以下この条において同じ。」を削り、同条後段を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（平成 1 0 年奈良市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「派遣職員のうち教員」の次に「（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）」を加える。

(公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 3 条 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年奈良市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「退職派遣者のうち教員」の次に「（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）」を加える。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第20条中「市費支弁の教員」の次に「（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）」を加える。

（奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条中「市費支弁の教員」の次に「（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）」を加える。

（奈良市職員互助会条例の一部改正）

第6条 奈良市職員互助会条例（昭和28年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「教員」の次に「（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）」を加える。

（奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第39条中「市費支弁の教員」の次に「（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）」を加え、「以下この条において同じ。」を削り、同条後段を削る。

第40条第2号中「報酬」の次に「、割増報酬」を加える。

第42条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「報酬」の次に「、割増報酬」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 非常勤の職員が、あらかじめ割り振られた勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、当該勤務をしたときは、規則で定めるところにより割増報酬を支給する。

（奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第8条 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条中「職員のうち教員」の次に「（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教員と保育士の職種の統一に伴う給与、勤務時間等の処遇の見直し等を行うため、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例等の一部改正について

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部  
を次のように改正しようとする。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の  
一部を改正する条例

(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部  
改正)

第 1 条 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(平成 2 5 年奈良市条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「(当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(奈良市  
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に  
係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成 2 5 年奈良市条  
例第 2 2 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)) 第 6 条第 1 項に規定  
する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)) の指定を併せて受け、かつ、指  
定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第 5 条に  
規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)) の事業とが同一の事業所において  
一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介  
護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。))」を「(当該指定訪問介護事業  
者が法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業(地域における医療  
及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 2 6 年  
法律第 8 3 号。以下「整備法」という。)) 第 5 条による改正前の法(以下「旧法」とい  
う。)) 第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市が定める

ものに限る。)に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。)に改め、同条第5項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第8条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第14条中「平成26年奈良市条例第57号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。」を加える。

第44条第3項中「基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第44条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。))に相当するものとして市が定めるものに限る。)」に、「同項及び同条第2項に規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第46条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第44条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第46条第1項に規定する」を「市の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第50条第3項中「指定介護予防サービス等基準条例第50条第1項に」を「奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第50条第1項に」に改める。

第65条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第66条第5項中「第193条第1項」を「第193条第10項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定複合型サービスをいう。）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」に改める。

第81条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第86条に次の1号を加える。

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第87条に次の1項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第142条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。



第100条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第101条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第8項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項から第7項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第103条第4項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第101条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第101条第1項から第3項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第112条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第112条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第103条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第113条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第114条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改める。

第116条第1項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第120条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第131条第2項第6号中「第40条第2項」を「第112条の2第2項」に改める。

第132条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第112条」を「第112条の2」に、「と読み替える」を「と、第112条の2第4項中「第103条第4項」とあるのは「第120条第4項」と読み替える」に改める。

第133条第1項第3号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第1号通所事業の」に改め、同条第7項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項から第6項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第135条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第133条第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第116条第1項から第3項までに規定する」を「市の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第136条中「第39条から第41条まで」を「第39条、第41条」に改める。

第137条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第141条に次の1号を加える。

- (4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第142条に次の1項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第87条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第166条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第3条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第184条中「若しくは」を「、」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第190条中「看護職員」との次に「、第166条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第219条第3項を削る。

第220条第2項第2号ア中「、利用者」の次に「の数」を加え、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態

区分に該当する者の数」を「の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上」を削る。

第225条を次のように改める。

## 第225条 削除

第238条第2項第8号及び第249条第2項第10号を削る。

第250条中「第224条から第229条まで」を「第224条、第226条から第229条まで」に改める。

第260条の見出し中「確保等」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

## 目次中

### 「第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条―第40条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条―第43条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第44条―第48条）」

を「第2章 削除」に、「第53条」を「第52条の2」に、

### 「第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員に関する基準（第99条・第100条）

第3節 設備に関する基準（第101条）

第4節 運営に関する基準（第102条―第109条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第110条―第113条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第114条―第117条）」  
を「第7章 削除」に、「第121条」を「第120条の2」に改める。

第2章を次のように改める。

## 第2章 削除

第5条から第48条まで 削除

第50条第3項中「指定居宅サービス等基準条例第50条第1項に」を「奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第50条第1項に」に改める。

第3章第4節中第53条の前に次の12条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第52条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第56条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信

者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問

入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第52条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第52条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第52条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第52条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第5

8号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第52条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第52条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第52条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第52条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)



第52条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第52条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第53条の次に次の2条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第53条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第53条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第56条の次に次の10条を加える。

(勤務体制の確保等)

第56条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防

訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第56条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第56条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第56条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第56条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第56条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第56条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第56条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第56条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地

域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第56条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第56条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第57条第2項第1号中「次条において準用する第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第2号中「次条において準用する第24条」を「第53条の3」に改め、同項第3号中「次条において準用する第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第58条を次のように改める。

(報告)

第58条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

第63条第1項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第64条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで及び第40条並びに」を削り、「第53条第1項及び第58条」を「第52条の9、第53条第1項並びに第56条の8第5項及び第6項」に改め、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」に、「第20条第1項中」を「第52条の13中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、」を削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、「前項」と」の次に「、第53条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第75条第2項第4号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第5号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第7号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第76条中「第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで、第40条及び第55条」を「第52条の2、第52条の3、第52条の5から第52条の7まで、第52条の9から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の11まで及び第58条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第56条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第85条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第86条中「第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第55条」を「第52条の2から第52条の7まで、第52条の9から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の5まで、第56条の7から第56条の11まで、第58条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に改め、「病歴」と」の次に「、第56条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第88条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第3条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第12

7条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第94条第2項第1号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第95条中「第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第55条」を「第52条の2から第52条の7まで、第52条の10、第52条の12、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の2から第56条の5まで、第56条の7から第56条の11まで、第58条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に、「第19条中」を「第52条の12中」に改め、「「利用者」と」の次に「、第56条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第7章を次のように改める。

## 第7章 削除

第98条から第117条まで 削除

第8章第4節中第121条の前に次の2条を加える。

(利用料等の受領)

第120条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基

準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第118条の2第4項に規定する別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（緊急時等の対応）

第120条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第122条の次に次の3条を加える。

（勤務体制の確保等）

第122条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によつ



て指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第122条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第122条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第124条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第125条中「第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第40条、第70条、第102条及び第104条から第106条まで」を「第52条の2から第52条の7まで、第52条の9から第52条の11まで、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第56条の4、第56条の5、第56条の7から第56条の11まで、第58条及び第70条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第9条第1項及び第31条中「第27条」を「第52条の2第1項及び第56条の4中「第56条」に、「第14条中」を「第52条の7中」に改め、「第10

4条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」とを削る。

第127条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第12号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第88条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第135条第2項中「第9条第2項」を「第52条の2第2項」に改める。

第141条に次の1項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第3条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第141条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めな

なければならない。

第144条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第145条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第55条、第104条及び第107条」を「第52条の3から第52条の7まで、第52条の9、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4から第56条の11まで、第58条及び第122条の2」に、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第104条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」を「第122条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第162条中「第139条」の次に「、第141条の2」を加え、「第104条」を「第122条の2」に改める。

第168条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所若しくは」を削り、「をいう。）」の次に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第169条第4項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第172条第2項及び第173条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第174条中「第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第40条、第55条、第104条、第107条」を「第52条の3から第52条の7まで、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4から第56条の7まで、第56条の8（第5項及び第6項を除く。）、第56条の9から第56条の11まで、第58条、第122条の2」に、「第

第20条第1項中」を「第52条の13第1項中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第53条の2中」に、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第104条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」を「第122条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」と」の次に「、第141条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第183条第2項第2号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第4号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第184条中「第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第40条、第55条、第104条」を「第52条の3から第52条の7まで、第52条の9、第52条の10、第52条の13、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の4、第56条の5、第56条の7から第56条の11まで、第58条、第122条の2」に、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第104条第3項及び第4項中「介護予防通所介護従業者」を「第122条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第199条中「第104条」を「第122条の2」に改める。

第205条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同条第3項を削る。

第206条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号ア中「利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の次に「及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のう

ち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上」を削る。

第209条第4項中「第9条第2項」を「第52条の2第2項」に改める。

第211条を次のように改める。

#### 第211条 削除

第219条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改め、同号を同項第7号とする。

第220条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第54条、第55条、第107条」を「第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の4から第56条の11まで、第58条、第141条の2」に改め、「第31条中「第27条」とあるのは「第215条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を削り、「第54条中」を「第54条及び第56条の4中」に、「読み替える」を「第56条の4中「第56条」とあるのは「第215条」と読み替える」に改める。

第228条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第233条第4項中「第9条第2項」を「第52条の2第2項」に改める。

第235条第2項中「受託介護予防サービス事業者は」の次に「、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。）」の次に「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第3項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）」、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の次に「並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通

所事業」という。)に係るサービス」を加え、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第236条第2項第4号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第5号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第6号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第237条中「第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第40条、第54条、第55条、第107条」を「第52条の5、第52条の6、第53条の2から第55条まで、第56条の4から第56条の11まで、第58条、第141条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を加え、「第31条中「第27条」を「第56条の4中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第33条中」を「第56条の6中」に、「指定介護予防訪問介護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「、第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第246条の見出し中「確保等」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第250条第2項第1号中「第20条第2項」を「第52条の13第2項」に改め、同項第3号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第4号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第5号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第251条中「第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第40条、第55条並びに第104条第1項及び第2項」を「第52条の2か

ら第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の5から第56条の11まで、第58条並びに第122条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第52条の2第1項中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条中」を「第52条の4中」に、「第15条第2項中」を「第52条の8第2項中」に、「第19条中」を「第52条の12中」に、「第20条第1項中」を「第52条の13第1項中」に、「第22条中」を「第53条の2中」に、「第104条第2項」を「第122条の2第2項」に改める。

第254条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第256条中「第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第40条、第55条並びに第104条第1項及び第2項」を「第52条の2から第52条の8まで、第52条の10から第52条の13まで、第53条の2、第53条の3、第55条、第56条の5から第56条の7まで、第56条の8（第5項及び第6項を除く。）、第56条の9から第56条の11まで、第58条並びに第122条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第52条の2第1項中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条中」を「第52条の4中」に、「第15条第2項中」を「第52条の8第2項中」に、「第19条中」を「第52条の12中」に、「第20条第1項中」を「第52条の13第1項中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第22条中」を「第53条の2中」に、「第104条第2項中」を「第122条の2第2項中」に改める。

第264条第2項第2号中「第24条」を「第53条の3」に改め、同項第3号中「第35条第2項」を「第56条の8第2項」に改め、同項第4号中「第37条第2項」を「第56条の10第2項」に改める。

第265条中「第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第40条、第55条、第104条第1項及び第2項」を「第52条の2から第52条の8まで、第52条の10から第52条の12まで、第53条の3、第55条、第56条の3、第56条の5から第56条の11まで、第58条、第122条の2第1項及び第2項」に、「第9条第1項中「第27条」を「第5

2条の2第1項中「第56条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第11条中」を「第52条の4中」に、「第15条第2項中」を「第52条の8第2項中」に、「第19条中」を「第52条の12中」に、「第104条第2項中」を「第122条の2第2項中」に改める。

(奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則(第84条第3項、第85条、第193条第10項、第194条第2項及び第195条を除く。)中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第6条第2項ただし書中「又は奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)

第6条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第83条第6項第1号」を「第83条第6項」に改め、同項第6号中「第83条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め、同項第7号中「第83条第6項第3号」を「第83条第6項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第61条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第64条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項



とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第66条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第79条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第81条中「、第40条」を削る。

第 8 3 条第 6 項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

|                                              |                                                                                                                              |           |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合  | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） | 介護職員      |
| 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合 | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設                                       | 看護師又は准看護師 |

第 8 3 条第 1 0 項中「第 6 項各号」を「第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第 8 4 条第 1 項ただし書中「前条第 6 項各号」を「前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第 3 項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第 1 9 5 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第 8 6 条第 1 項中「2 5 人」を「2 9 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「1 5 人（」の次に「登録定員が 2 5 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

| 登録定員     | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人  |
| 28人      | 17人  |
| 29人      | 18人  |

第92条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第107条中「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

第114条第2項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第122条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第136条を次のように改める。

#### 第136条 削除

第150条第2項第9号を削る。

第153条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第2項第6号並びに第182条第2項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基

礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第154条第2項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第178条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第182条第2項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第193条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第195条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第196条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

| 登録定員     | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人  |
| 28人      | 17人  |
| 29人      | 18人  |

第197条第2項及び第4項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第198条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第199条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第202条第1項及び第203条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第203条第3項第1号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第204条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

(奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が

第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第８条第１項中「第４５条第６項第２号」及び「第４５条第６項第３号」を「第４５条第６項」に改める。

第９条第１項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第１９項又は法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第２項中「第４５条第６項第４号」を「第４５条第６項」に改める。

第３７条に次の１項を加える。

- ４ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第７条第４項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第４５条第６項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

|                                                 |                                                                                                                 |           |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合 | 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） | 介護職員      |
| 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等          | 前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所                                             | 看護師又は准看護師 |

|                  |                            |  |
|------------------|----------------------------|--|
| 設等のいずれかがあ<br>る場合 | 所、指定介護老人福祉施設又は介護老<br>人保健施設 |  |
|------------------|----------------------------|--|

第４５条第７項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第８項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第１０項中「第８条の２第１８項」を「第８条の２第１６項」に改め、同項ただし書中「第６項各号」を「第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第４６条第１項ただし書中「前条第６項各号」を「前条第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第３項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第１９５条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第４８条第１項中「２５人」を「２９人」に改め、同条第２項第１号中「１５人（」の次に「登録定員が２５人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

| 登録定員     | 利用定員 |
|----------|------|
| ２６人又は２７人 | １６人  |
| ２８人      | １７人  |
| ２９人      | １８人  |

第６４条中「第４５条第６項各号」を「第４５条第６項」に改める。

第６６条中「第３１条から第３８条まで」を「第３１条から第３６条まで、第３７条（第４項を除く。）、第３８条」に改める。

第６７条第２項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第７１条中「第８条の２第１７項」を「第８条の２第１５項」に改める。

第75条第2項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）第38条」に改める。

（奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第5条 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第14条中第25号を第26号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第19号中「主治の医師の」を「主治の医師等の」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12)介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第14条に次の1号を加える。

(27)指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第30条第2項第1号中「第14条第12号」を「第14条第13号」に改め、同項第2号エ中「第14条第13号」を「第14条第14号」に改める。



(奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第6条 奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第10条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第29条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同条を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同条イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同条を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同条を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第78条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

(28)指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第6項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第46条第5項第2号ただし書を削る。

(奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

(奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第46条第12項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第14項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 第1条の規定による改正前の奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項及び第5項、第8条第2項、第44条第3項並びに第46条第2項の規定
- (2) 第2条の規定による改正前の奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第5条から第48条までの規定
- (3) 第3条の規定による改正前の奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第2項の規定

第3条 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第2項及び第5項並びに第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |                                                                                                         |                                                                              |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第6条第2項 | 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。） | 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者 |
|        | 指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業                                                         | 当該第1号訪問事業                                                                    |
|        | 指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護                                                                                      | 指定介護予防訪問介護及び当該第1号訪問事業                                                        |
| 第6条第5項 | 指定訪問介護事業者                                                                                               | 第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者                                                      |
|        | 指定訪問介護の事業                                                                                               | 当該第1号訪問事業                                                                    |
|        | 指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する                                                                         | 市の定める当該第1号訪問事業の                                                              |
| 第8条第2項 | 指定訪問介護事業者                                                                                               | 第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者                                                   |
|        | 指定訪問介護の事業                                                                                               | 当該第1号訪問事業                                                                    |
|        | 指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する                                                                                | 市の定める当該第1号訪問事業の                                                              |

- 2 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第44条第3項及び第46条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の

左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|         |                                                         |                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 第４４条第３項 | 基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第４４条第１項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業 | 法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第１号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。） |
|         | 同項及び同条第２項に規定する                                          | 市の定める当該第１号訪問事業の                                                 |
| 第４６条第２項 | 基準該当訪問介護の事業                                             | 第４４条第３項に規定する第１号訪問事業                                             |
|         | 指定居宅サービス等基準条例第４６条第１項に規定する                               | 市の定める当該第１号訪問事業の                                                 |

（介護予防通所介護に関する経過措置）

第４条 旧法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第５４条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 旧指定居宅サービス等基準条例第１０１条第１項第３号及び第８項、第１０３条第４項、第１３３条第１項第３号及び第７項並びに第１３５条第４項の規定
- (2) 旧指定介護予防サービス等基準条例第９条から第１５条まで（第１０９条及び第１１７条において準用する場合に限る。）、第１６条（第１０９条において準用する場合に限る。）、第１７条（第１０９条及び第１１７条において準用する場合に限る。）、第１８条（第１０９条及び第１１７条において準用する場合に限る。）、第２０条（第１０９条及び第１１７条において準用する場合に限る。）、第２２条（第１０９条及び第１１７条において準用する場合に限る。）、第２４条（第１０９条及び第１１７条において準用する場合に限る。）、第２５条（第１０９条及び第１１７条において準用する場合に限る。）、第３１条から第３４条まで（第１０９条及び第

117条において準用する場合に限る。）、第35条第1項から第4項まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第35条第5項及び第6項（第109条において準用する場合に限る。）、第36条から第38条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第40条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第98条から第117条まで、第168条、第169条第4項、第172条第2項及び第173条の規定

(3) 旧指定地域密着型サービス基準条例第153条第13項の規定

(4) 第9条の規定による改正前の奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第29号）第46条第12項の規定

第5条 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項第3号及び第8項並びに第101条第4項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                |                                                         |                                                                              |
|----------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第99条第1項<br>第3号 | 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。） | 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者 |
|                | 指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業       | 当該第1号通所事業                                                                    |
|                | 指定介護予防通所介護又は指定通所介護                                      | 指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業                                                        |
| 第99条第8項        | 指定通所介護事業者                                               | 第1項第3号に規定する第1号                                                               |

|          |                                   |                                |
|----------|-----------------------------------|--------------------------------|
|          |                                   | 通所事業に係る指定事業者                   |
|          | 指定通所介護の事業                         | 当該第1号通所事業                      |
|          | 指定居宅サービス等基準条例第101条第1項から第7項までに規定する | 市の定める当該第1号通所事業の                |
| 第101条第4項 | 指定通所介護事業者                         | 第99条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者 |
|          | 指定通所介護の事業                         | 当該第1号通所事業                      |
|          | 指定居宅サービス等基準条例第103条第1項から第3項までに規定する | 市の定める当該第1号通所事業の                |

- 2 前条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項第3号及び第7項並びに第116条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|             |                                                          |                                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 第114条第1項第3号 | 基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第133条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業 | 法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。） |
|             | 基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護                                   | 基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業                                        |
| 第114条第7項    | 基準該当通所介護の事業                                              | 第1項第3号に規定する第1号通所事業                                             |
|             | 指定居宅サービス等基準条例第1                                          | 市の定める当該第1号通所事業                                                 |

|          |                                   |                         |
|----------|-----------------------------------|-------------------------|
|          | 33条第1項から第6項までに規定する                | の                       |
| 第116条第4項 | 基準該当通所介護の事業                       | 第114条第1項第3号に規定する第1号通所事業 |
|          | 指定居宅サービス等基準条例第135条第1項から第3項までに規定する | 市の定める当該第1号通所事業の         |

第6条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第2条の規定による改正後の奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第235条第2項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

2 新指定介護予防サービス等基準条例第235条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合にあっては、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。



(提案理由)

介護保険法の改正により介護予防の訪問介護及び通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されることを受けた省令改正等に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正について

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 27 年 2 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年奈良市条例第 号）附則第 2 条第 2 号及び第 4 条第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 25 年奈良市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合に

あつては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第101条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第107条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第107条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第101条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第109条中「第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで、第38条」に改める。

第117条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第38条」に改め、「、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第 号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「第6条第2項及び第5項」を「第6条第2項及び第6項」に、同項の表中「第6条第5項」を「第6条第6項」に改める。

附則第4条第2号中「第36条から第38条まで（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）」を「第36条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第38条（第109条及び第117条において準用する場合に限る。）」に改める。

附則第5条第1項及び同項の表中「第101条第4項」を「第101条第5項」に改める。

（提案理由）

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の経過措置によりなおその効力を有するものとされた介護予防サービスに関する基準の見直しに伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備 及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 27 年 2 月 27 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
の一部を改正する条例

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年奈良市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 98 条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。）が」を「第 112 条第 1 号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第 112 条第 1 号において同じ。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「第 112 条第 1 号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第 192 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第 112 条第 1 号において同じ。）を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第 83 条第 1 項」の次に「又は第 193 条第 1 項」を加え、「以下同じ。）を基準該当生活介護事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第 1 号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第 83 条第 1 項」の次に

「又は第１９３条第１項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「２５人」を「２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第８３条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、１８人）」に改め、同条第２号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「１５人」の次に「（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、１２人）」を加え、同号に次の表を加える。

| 登録定員     | 利用定員 |
|----------|------|
| ２６人又は２７人 | １６人  |
| ２８人      | １７人  |
| ２９人      | １８人  |

第９８条第３号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第８７条第３項第１号」の次に「又は第１９７条第３項第１号」を加え、同条第４号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第８３条」の次に「又は第１９３条」を加える。

第１１２条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第１号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第８３条第５項」の次に「又は第１９３条第６項」を加え、同条第２号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「９人」の次に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、６人）」を加え、同条第３号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第８７条第３項第２号ウ」の次に「又は第１９７条第３項第２号ウ」を加える。

附則第６条第１項及び第２項中「平成２７年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」

に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### （提案理由）

基準省令の改正に伴い、生活介護及び短期入所に係る基準該当障害福祉サービスに関する基準に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例に係る要件を追加する等所要の改正を行おうとするものである。